

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園
教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のとおり、給料月額の上上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均526円（0.13%）

給料 438円

はね返り 88円

※1 任用資格基準等及び係長職以上の職責の高まり等を考慮した引上げを行う。

※2 I類初任給及びⅢ類初任給については、国の状況等を踏まえて引上げを行う。

2 諸手当の改定

勤勉手当の引上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		現 行	平成29年度(案)※	平成30年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以外の職員	0.900 (年間：1.80)	1.000 (+0.10) (年間：1.90)	0.950 (+0.050) (年間：1.90)
	管 理 職 員	1.100 (年間：2.20)	1.200 (+0.10) (年間：2.30)	1.150 (+0.050) (年間：2.30)
再任用職員	管 理 職 員 以外の職員	0.425 (年間：0.85)	0.475 (+0.05) (年間：0.90)	0.450 (+0.025) (年間：0.90)
	管 理 職 員	0.525 (年間：1.05)	0.575 (+0.05) (年間：1.10)	0.550 (+0.025) (年間：1.10)

※ 平成29年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4.40月 → 4.50月（+0.1月）
- ・再任用職員 2.30月 → 2.35月（+0.05月）

3 施行期日等

- (1) 給料表の改定及び本年12月分の勤勉手当の引上げ 公布の日

※ 給料表の改定は、本年4月1日から適用する。

- (2) 平成30年度の勤勉手当の改定 平成30年4月1日